

四 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 審判手続</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 雑則（第六十二条・第六十二条の二）</p> <p>第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（審判手続開始の決定）</p> <p>第十四条 法第七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「審判手続開始決定書」という。）により行うものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2 審判手続開始決定書の謄本を送達する場合には、次に掲げる事項を記載した通知書を添付するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（延滞金の徴収）</p> <p>第六十二条の二 法第八十五条の十四第二項の規定により延滞金を</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 審判手続</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第六節 雑則（第六十二条）</p> <p>第三章（略）</p> <p>附則</p> <p>（審判手続開始の決定）</p> <p>第十四条 法第七十八条第一項の規定による審判手続開始の決定は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「審判手続開始決定書」という。）の謄本を送達して行うものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2 審判手続開始決定書を送達する場合には、次に掲げる事項を記載した通知書を添付するものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p>

徴収する場合において、課徴金を納付しなければならぬ者の納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる課徴金の額に達するまでは、その納付した金額は、まずその計算の基礎となる課徴金に充てられたものとする。